

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】

(令和6年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援等の指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）で、今回公表の数値は、事業主から提出のあった届出件数であり、令和6年10月末時点の雇用状況を集計したものである¹。

II 届出状況のまとめ

1 外国人労働者及び外国人を雇用する事業所の状況

令和6年10月末時点で、外国人労働者数は2,302,587人、外国人を雇用する事業所数は342,087所であり、令和5年10月末時点（2,048,675人、318,775所）に比べ、253,912人、23,312所増加している。

外国人労働者数及び外国人を雇用する事業所数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新した。対前年増加率は、外国人労働者数で12.4%と前年と同率、事業所数で7.3%と前年6.7%から0.6ポイント上昇している。【**図1-1、参考-1**】

産業別外国人労働者数をみると、「製造業」が最も多く、全体の26.0%を占める。対前年増加率をみると、「医療、福祉」が28.1%となっている。【**図2-2、図6、参考-6**】

¹ 各図の数値は単位未満を、各図の割合の数値は小数点以下第2位を、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

図 1 - 1 在留資格別外国人労働者数の推移

(単位：千人)

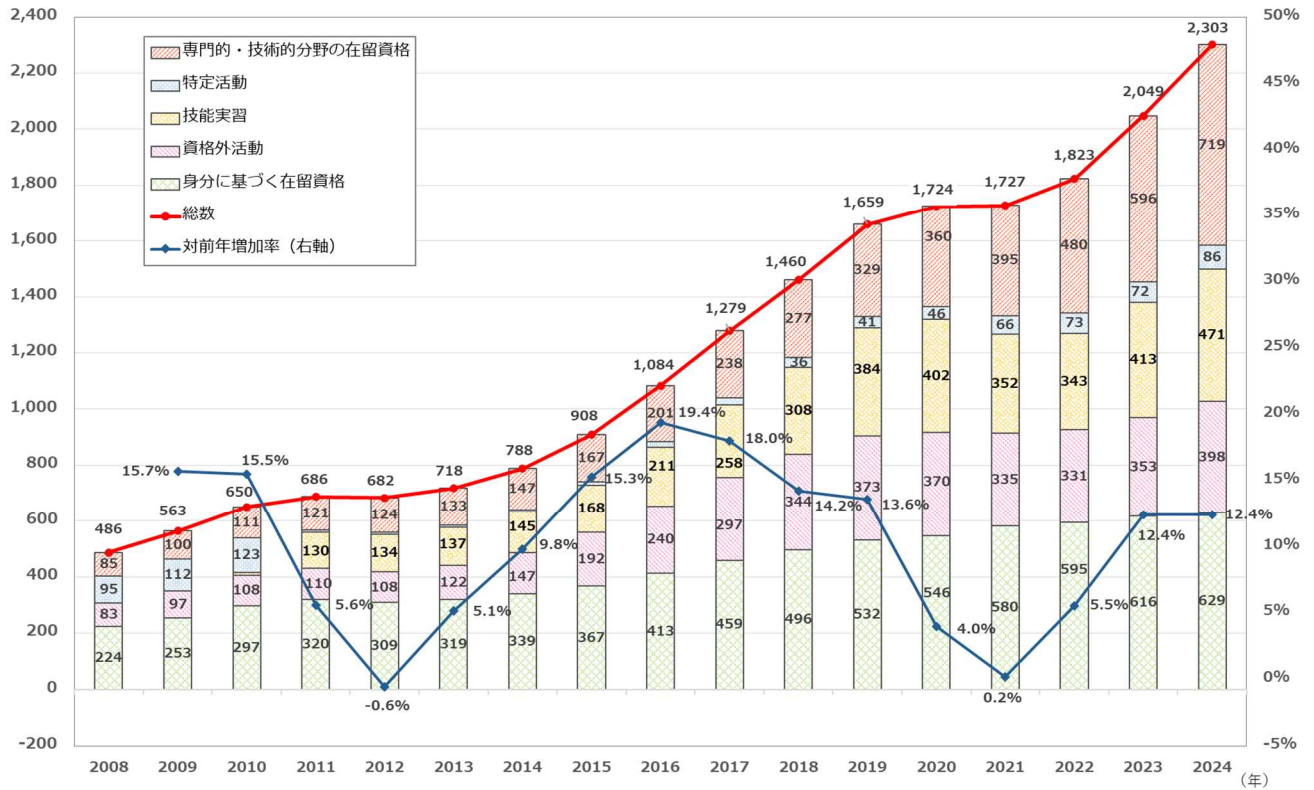
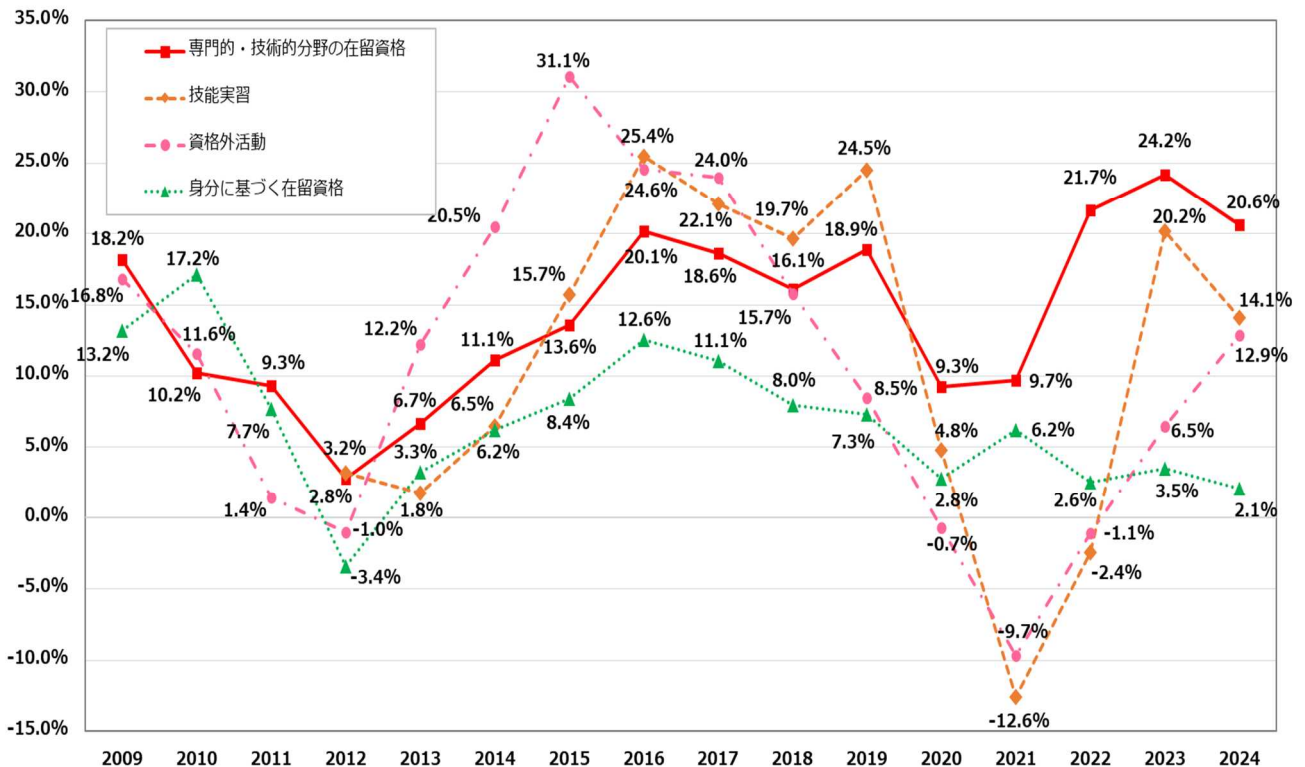


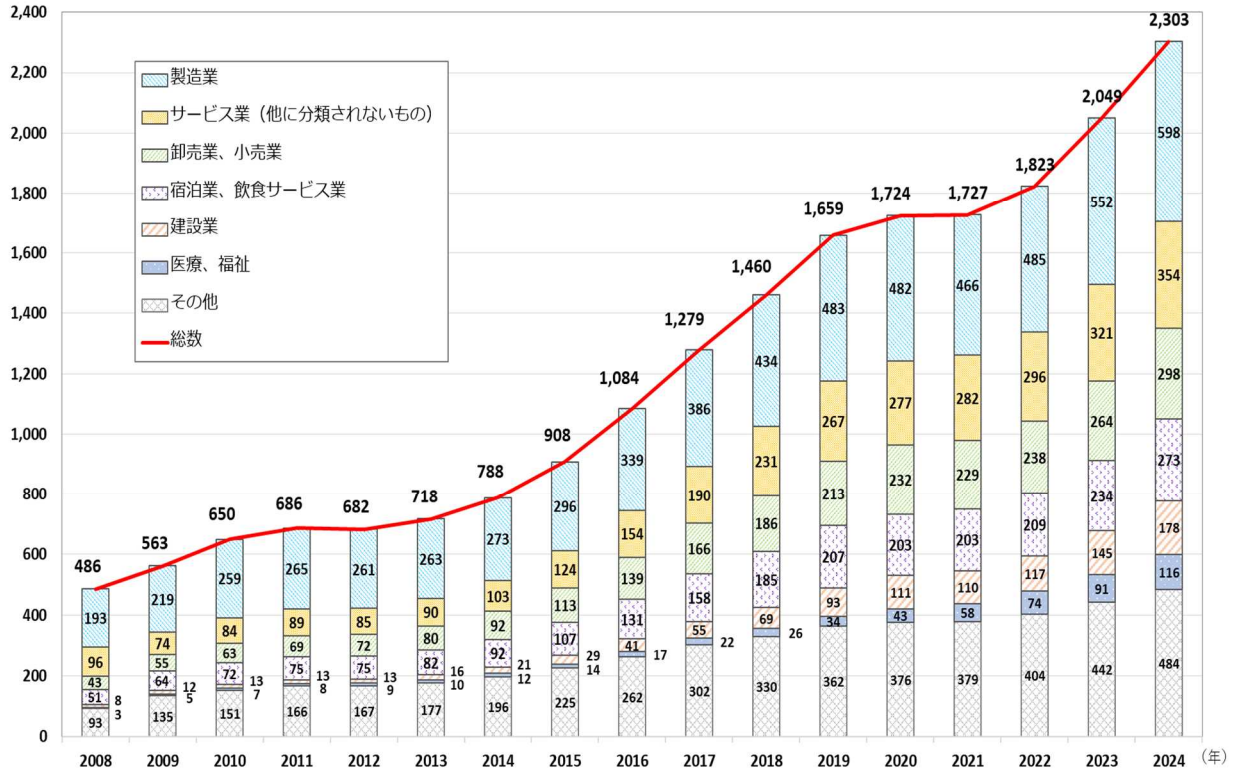
図 1 - 2 主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

(対前年増加率)



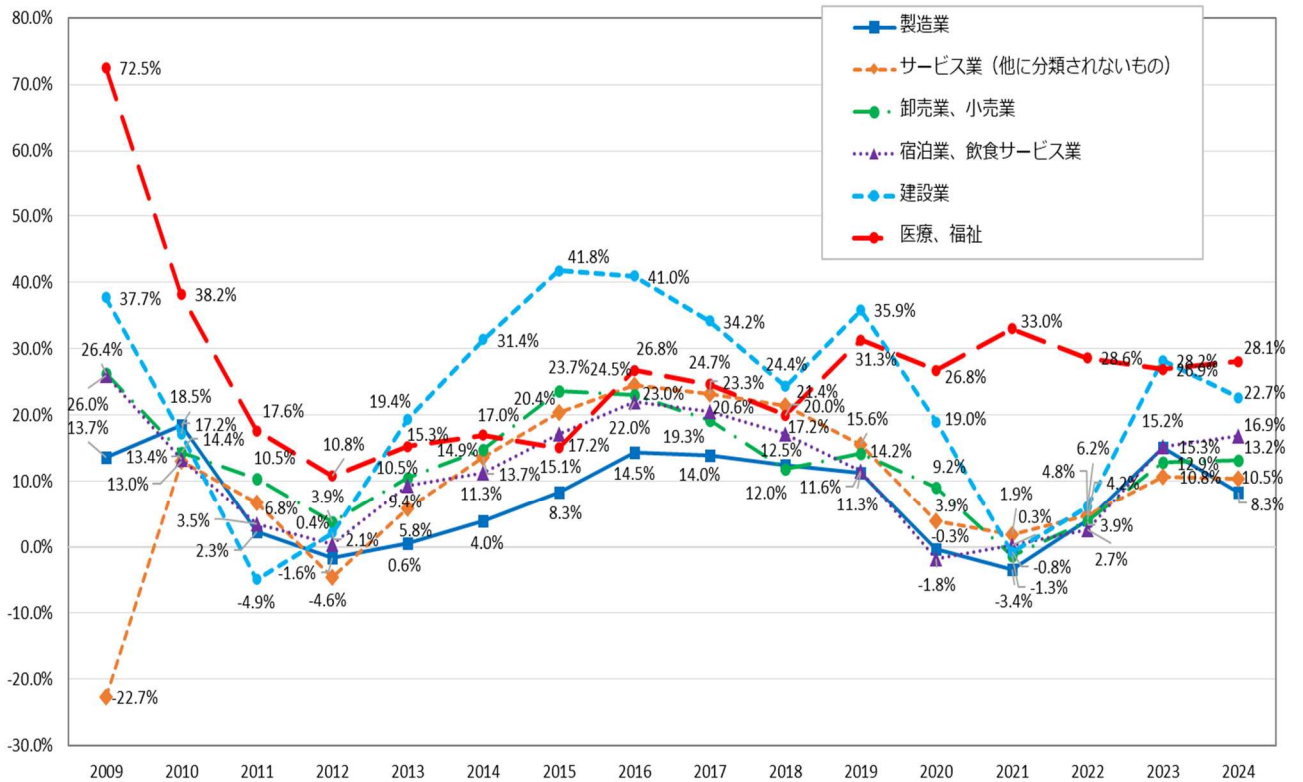
(単位：千人)

図2-1 産業別外国人労働者数の推移



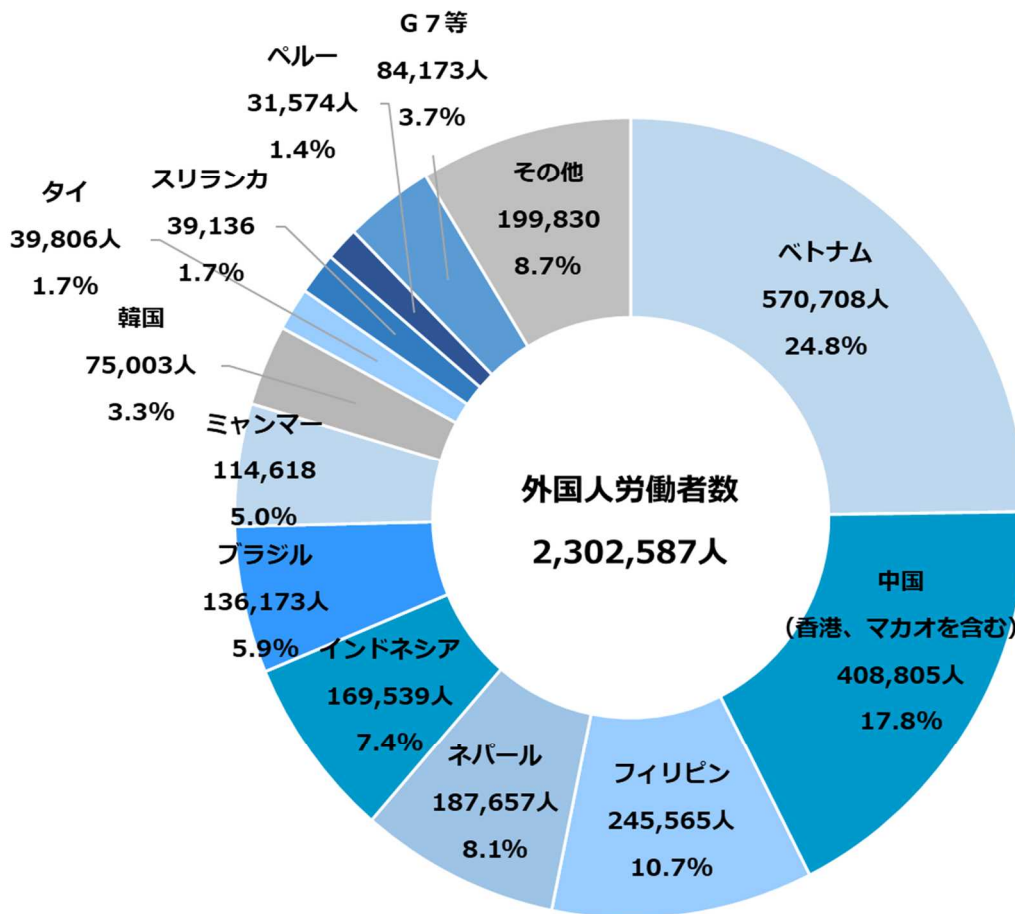
(対前年増加率)

図2-2 主な産業の外国人労働者数対前年増加率の推移



- 2 国籍別・在留資格別・都道府県別・産業別・事業所規模別の外国人労働者の状況
- (1) 外国人労働者数を国籍別にみると、ベトナムが最も多く 570,708 人（外国人労働者数全体の 24.8%）であり、次いで、中国 408,805 人（同 17.8%）、フィリピン 245,565 人（同 10.7%）の順となっている。【図3、別表1、参考-4】
- 対前年増加率が大きい主な3か国をみると、ミャンマーが 61.0%（43,430 人）増加、インドネシア 39.5%（48,032 人）増加、スリランカ 33.7%（9,863 人）増加となっている。【参考-4】

図3 国籍別外国人労働者の割合

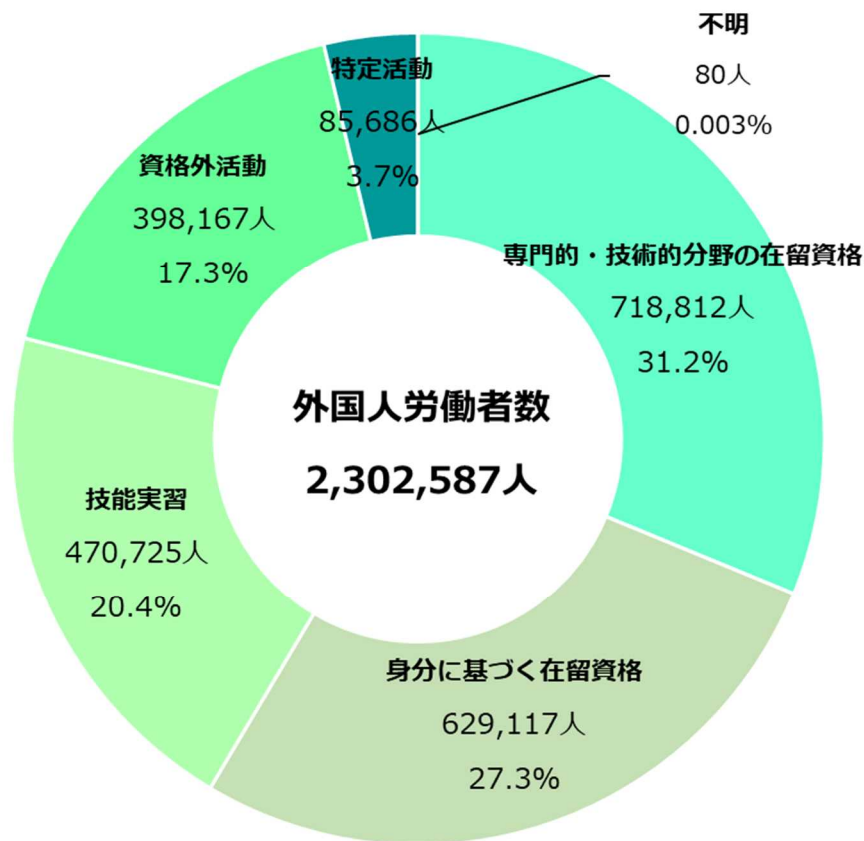


(2) 外国人労働者数を在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格²」が最も多く 718,812 人（外国人労働者数全体の 31.2%）であり、次いで、「身分に基づく在留資格³」が 629,117 人（同 27.3%）、「技能実習」が 470,725 人（同 20.4%）となっている。【図 4、別表 1】

前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が 122,908 人（20.6%）増加し、「特定活動」は 14,010 人（19.5%）、「技能実習」は 58,224 人（14.1%）増加している。【参考-5】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」の外国人労働者数は 206,995 人⁴（前年比で 68,477 人（49.4%）増加）となっている。【別表 9、参考-5】

図 4 在留資格別外国人労働者の割合



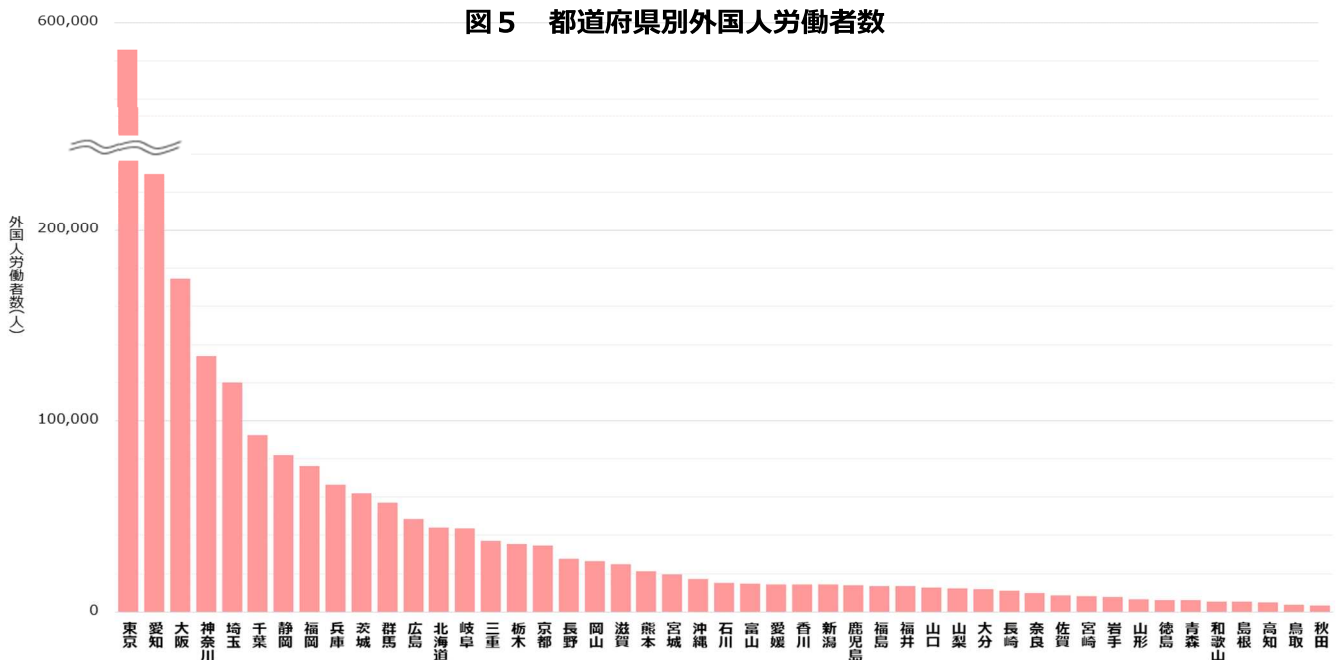
² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

³ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

⁴ 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務付けられていないことに留意が必要。

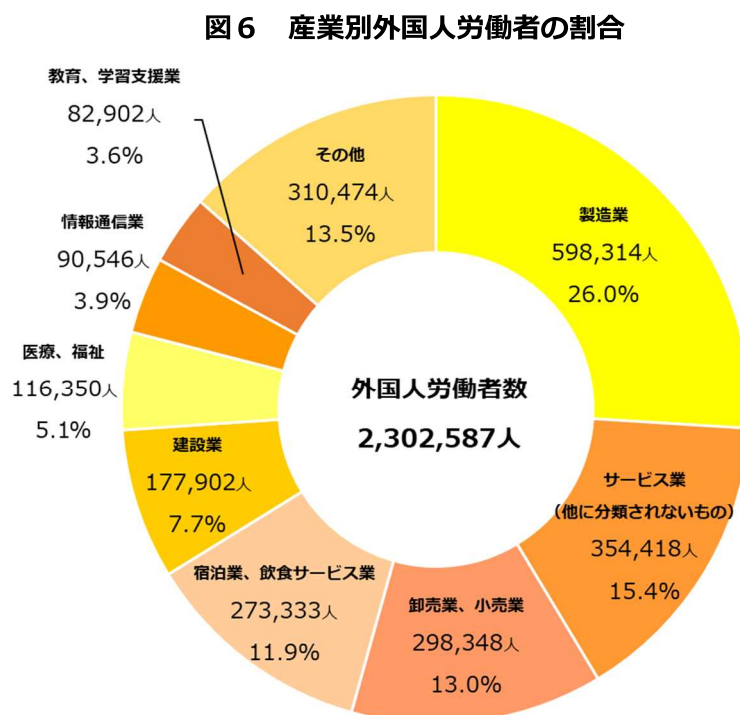
(3) 外国人労働者数を都道府県別にみると、東京が 585,791 人（外国人労働者数全体の 25.4%）、次いで、愛知 229,627 人（同 10.0%）、大阪 174,699 人（同 7.6%）となっている。【図 5、別表 2】

また、都道府県別の対前年増加率をみると、長崎が 28.1%、北海道が 23.8%、福井が 22.5%となっている。【参考-7】



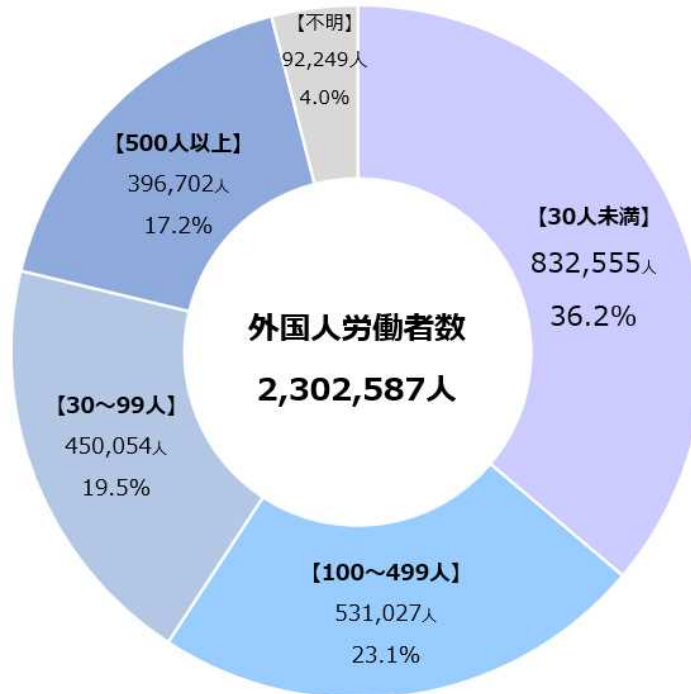
(4) 外国人労働者数の産業別の割合をみると、「製造業」が 26.0%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 15.4%、「卸売業、小売業」が 13.0%となっている。

【図 6、別表 4】



- (5) 外国人労働者数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の36.2%となっている。【図7、別表8】

図7 事業所規模別外国人労働者の割合

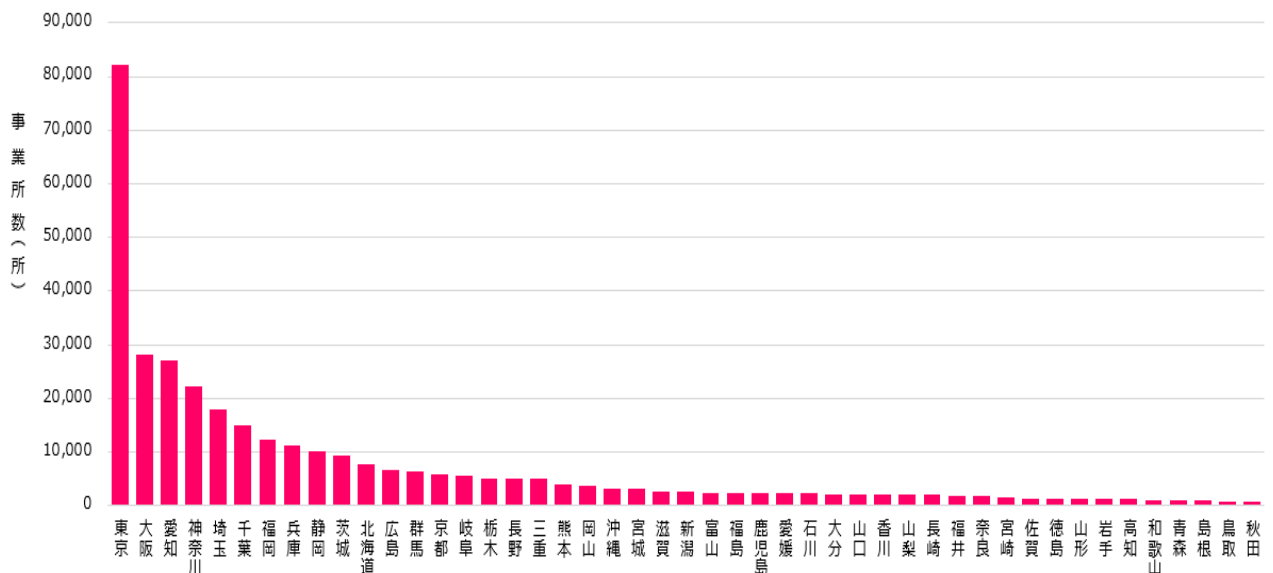


3 都道府県別・産業別・事業所規模別の外国人を雇用する事業所の状況

- (1) 外国人を雇用する事業所数を都道府県別にみると、東京が82,294所（外国人を雇用する事業所数全体の24.1%）、次いで、大阪28,167所（同8.2%）、愛知26,979所（同7.9%）となっている。【図8、別表2】

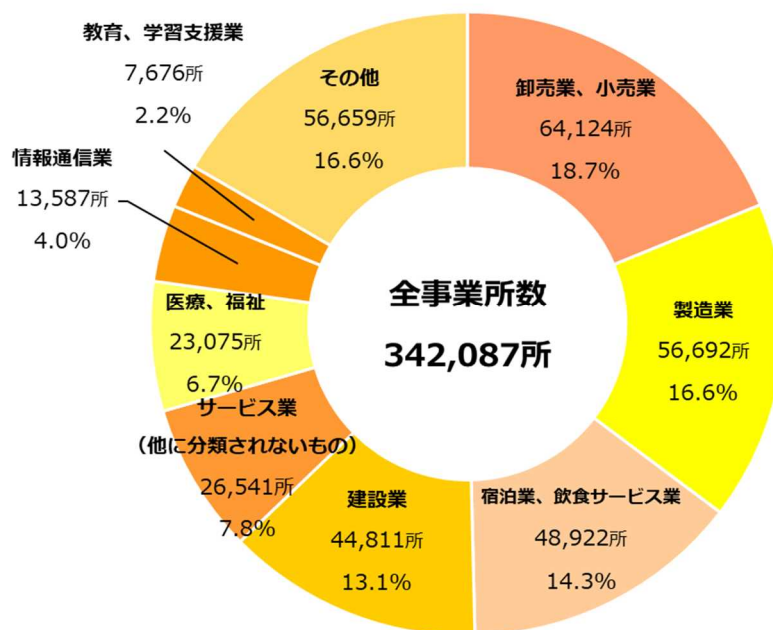
また、都道府県別の対前年増加率をみると、佐賀が16.0%、宮城が13.8%、長崎が13.2%となっている。【参考-7】

図8 都道府県別外国人雇用事業所数



(2) 外国人を雇用する事業所数の産業別の割合をみると、「卸売業、小売業」が18.7%、「製造業」が16.6%、「宿泊業、飲食サービス業」が14.3%となっている。【図9、別表4】

図9 産業別外国人雇用事業所の割合



(3) 外国人を雇用する事業所数を事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の62.4%となっている。【図10、別表8】

外国人を雇用する事業所数はいずれの規模においても増加しており、「30人未満」規模の事業所が前年比で8.2%増と、最も大きい増加率となっている。【参考-3】

図10 事業所規模別外国人雇用事業所の割合

